

～みんなで支えるみんなの医療～

後期高齢者医療制度



千葉県内にお住まいの75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入を希望する方は、それまで加入していた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などから、後期高齢者医療制度に加入します。

◎保険料率の改定

後期高齢者医療制度は、被保険者のみなさんに負担していただく保険料について、医療費の動向を踏まえ2年ごとに見直しを行うこととなっています。

平成26・27年度の保険料率は、右表のとおり改定されました。(今年度も所得の低い方等に対する保険料の軽減措置は継続されます。)

※平成26年度の保険料は前年中の収入を基に計算し、7月中にお知らせします。

平成24・25年度の保険料率
《所得割率》 7.29%
《均等割額》 37,400円
《賦課限度額》 55万円



平成26・27年度の保険料率
《所得割率》 7.43% (0.14%増)
《均等割額》 38,700円 (1,300円増)
《賦課限度額》 57万円 (2万円増)

◎保険料の納め方(特別徴収・普通徴収)

年額18万円以上の年金を受給している方は、原則として年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替で納めていただきます(普通徴収)。

※複数の年金を受給している場合は、年金受給額の合計ではなく、一定の順序に従い選択された1つの年金で判定し、特別徴収される年金は介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。

【受給している年金が18万円以上の方】

【受給している年金が18万円以下の方】



【後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を】

超えない方 → 特別徴収(年金から天引き)

超える方 → 普通徴収(納付書または口座振替で納付) ←

◎特別徴収 特別徴収の方は、年6回の年金定期払いの際に自動的に保険料が天引きされます。

①4・6・8月は仮徴収として、年間保険料が決定するまでの間は、仮算定された保険料を納めていただきます。基本的に前年度の2月の年金で納めた額が仮徴収額となります。

②10・12・2月は本徴収として、前年所得の確定後に決定した年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。

◎普通徴収 普通徴収の方は、納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。

※保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を希望する方は、町指定の金融機関へお申込ください。

今まで年金天引きにより国民健康保険などを納めていた方は、保険制度の移行により75歳に到達した年度は、後期高齢者医療保険料の年金天引きが一時的(おおよそ1年間)にできなくなります。

また、国民健康保険税を口座振替により納付していた方で、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する方は、再度口座振替の申込が必要となりますので、町指定の金融機関へお申込ください。

◆問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214